



令和3年分 所得税の確定申告

令和4年度 市民税・県民税の申告

① 申告はお早めに

市民税・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などを算定するための基礎資料になります。
また、申告をしないと融資を受けるときや各種申請に必要な所得証明書などの税証明の発行や、国民年金（障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など）の所得調査ができません。必ず期限内に申告をしてください。

② 確定申告は国税庁ホームページを利用すると便利！

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、金額等を入力すれば自動で申告書等が作成できる便利なシステムです。新型コロナウイルス対策としてもご利用ください。

作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信できます。
なお、確定申告書は、お手持ちのタブレットやスマートフォンでも作成できます。

問い合わせ先

- 所得税について 成田税務署 ☎ (28) 5151
- 市民税・県民税について 課税課 ☎ (93) 0443

郵送での提出先

市民税・県民税申告書の郵送による提出先
〒286-0292（住所不要）富里市課税課市民税班宛て



また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

☎ 成田税務署 ☎ (28) 5151

金額を入力するだけで
申告書などが自動で作成！



国税庁ホームページ

所得税の確定申告、市民税・県民税申告の必要な人は、どのような人？

確定申告が必要な人

【主な例】

- 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 給与以外の所得が20万円を超える人
- 2か所以上から給与を受給している人
- 公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人

主な例に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な人でも、市民税・県民税の申告は必要になる場合があります。

市民税・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市民税・県民税が高くなる可能性があります。このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市民税・県民税額を抑えることができる場合があります。

市民税・県民税の申告が必要な人

- 令和4年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
 - 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない人
 - 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける人
 - 非課税の所得（失業等給付金、障害年金、遺族年金など）のみで生計を立てていた人
 - 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人
 - 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人
 - 富里市に住んでいないが、令和4年1月1日現在で勤務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人

市民税・県民税の申告が不要な人

- 令和3年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書（年末調整済み）が提出される人
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人

申告会場と受付日時等

平成28年分以降の申告は、**マイナンバーが必要**です



本人確認書類の例

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】＋運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

市役所分庁舎1階会議室 （市役所北棟 2/27（日）のみ）	
市民税 県民税	申告受付・相談
● 2/1（火）～14日（月） （土・日曜日、祝日を除く） ● 2/27（日）	
9:00～正午 / 13:00～16:00	

すこやかセンター2階会議室1（昨年と会場が異なります）		
所得税	確定申告等受付・相談	市民税 県民税
		申告受付・相談
2/16（水）～3/15（火） （土・日曜日、祝日を除く）		
受付時間	8:30～正午 / 13:00～15:30	9:00～正午 / 13:00～16:00
相談時間	9:00～正午 / 13:00～16:00	

所得税 確定申告等受付・相談

① 来庁時のお願い

収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。



当日8:20時点で抽選制

- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日の8:20の時点で複数の来場者がいた場合は、「抽選」を行います。決定します。抽選前の来場の順番は関係ありません。防犯の面からも、早朝からのご来場は控えていただきますようお願いいたします。相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。抽選後（8:30以降）に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内での先着順とします。
- 申告相談の受付は、午前40人・午後40人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。